

予約制・源泉指導会のお知らせは2ページをご覧ください。



紫陽花

撮影 職員



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

確定申告報告

税制指導委員長 増澤 義文

申告会の最大イベント令和2年分確定申告は新型コロナウイルスの影響により申告期間が1ヶ月延長となりました。申告も無事終わり、役員、女性部、指導部、事務局の皆様ご苦労様でした。

東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方、農協会場への指導派遣、e-Tax代理送信等ご協力ありがとうございました。

今年は出張会場(3会場)が中止となり、会場が和田町事務所のみとなったため会員の皆様には大変ご不便お掛けしました。今年度は和田町事務所に4,451名の来所を頂きました。

新型コロナウイルス対策として、マスク着用、手指消毒、検温、机・座席の消毒作業、相談時間を一人50分とし時間制限を実施させて頂きました。会場では整理券の発行を行い、密集回避の対策を取らせて頂きました。待ち時間の短縮改善が見られたと思います。

ブルーリターンの利用者が増加して来ました。データの入力不備(逆仕訳)や入力後の確認不足(勘定科目にマイナスが見られる)などの会員様が多数見受けられました。日頃から記帳点検、個別指導会へ参加を頂き、ブルーリターンを使いこなして確定申告時の相談時間短縮に御協力をお願い致します。

皆様のご支援と、ご協力をお願い申し上げます。

【提出件数】 所得税確定申告 2,556件 (e-Tax 459件)

消費税確定申告 310件 (e-Tax 40件)

※e-Taxは代理送信・本人送信の合計

会員紹介

御高齢、病気などで美容室へ出向けない方の為の出張美容室です。



www8.plala.or.jp/biyousi_r/index.htm

美容室R・訪問美容R 完全予約制!

営業時間: 10時~18時(日曜日定休) 駐車場あり

ペイペイ・カード使えます

MENU

- ・カット 3,500円~
- ・訪問カット 3,500円
+出張費 (1,000円~)
- ・よもぎ蒸し 初回 2,000円
- ・3D増毛(200本) 7,500円~

横浜市瀬谷区相沢2-11

TEL 045-301-8662

携帯 090-4708-4112

※訪問は瀬谷区・旭区・泉区 店舗近く。

http://www8.plala.or.jp/biyousi_r/index.htm

※申告会のホームページ「会員様紹介」や会報にも無料で掲載できます。

予約制・源泉指導会のお知らせ 6月28日(月)～7月12日(月)

前期分(1月～6月分)の納付期限は7月12日(月)です。 ※納期の特例を適用の方

従業員・アルバイト等に給与支払をされた方は納税額が0円でも納付書の提出が必要です。
必ず7/12までに行ってください!

確定申告時期(1/21～3/15)に1年分まとめて源泉指導を受けようとする方が見受けられますが
期限後の指導は申告会では行いません。期限を守りましょう!

※期限後の納付書は申告会で受取できません。ご自身で税務署へ提出ください。

◆専従者給与を支払う場合はあらかじめ税務署への届出が必要です。

◆納期限を過ぎると延滞税や不納付加算税の対象になります。

◆納期の特例適用の場合、源泉税の納付(報告)は年2回です。 後期分 7月～12月分…1月20日

- 持ち物**
- ① 令和3年分の源泉徴収簿(給与支払額・源泉徴収税額を記入したもの)
 - ② 源泉税の納付書
 - ③ 扶養控除申告書(扶養親族の生年月日を必ず記入してください)
 - ④ 前年分の控

記入例

区分	月日	支給金額	社会保険料等控除後の金額	扶養親族等の控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	徴収税額
1	1 20	100,000		0	720		
2	2 20	100,000		0	720		
3	3 20	100,000		0	720		
4	4 20	100,000		0	720		
5	5 20	100,000		0	720		
6	6 20	100,000		0	720		
計		600,000		0	4,320		

事業主 和田町 太郎
専従者 和田町 花子 (S55.5.5)
扶養親族 0人
給与 1月～6月
毎月20日 10万円
源泉税 月額720円
賞与 6月20日 10万円
源泉税 4,084円

区分	月日	支給金額	社会保険料等控除後の金額	扶養親族等の控除額	算出税額	年末調整による過不足税額	徴収税額
1	1 20	100,000		0	720		
2	2 20	100,000		0	720		
3	3 20	100,000		0	720		
4	4 20	100,000		0	720		
5	5 20	100,000		0	720		
6	6 20	100,000		0	720		
計		600,000		0	4,320		

◆所得税の予定納税について◆

予定納税の必要な方は6月中旬に税務署から通知されますので、申告時にはその通知をお持ちください。
予定納税の納付が遅れた場合も延滞税がかかります。

なお、経費にはなりません。確定申告(第3期分)で所得税額から差し引きます。

納付期限 第1期 令和3年8月2日(月) 第2期 令和3年11月30日(火)

◆廃業・業況不振等により予定納税額の減額申請をすることが出来ます◆

減額申請期限 第1期 令和3年7月15日(木) 第2期 令和3年11月15日(月)

詳しいことは申告会または税務署へお問い合わせください。

指導会年間予定表 (令和3年度)

指導会	日 程	対象者
ブルーリターンA 会計ソフト指導会	・6月14日(月)～18日(金) ・8月23日(月)～27日(金) ・10月18日(月)～22日(金)	・会計ソフトBRA利用者 ・会計ソフトの導入を検討している方
給与源泉指導会	・6月28日(月)～7月12日(月) 〈土日を除く〉	・従業員や専従者に給与支払がある方
記帳確認相談会	・9月6日(月)～17日(金) 〈土日を除く〉	・減価償却費の計算がある方 ・10万円以上の資産を購入した方 ・試算表の合わない方、新規入会者 他
決算準備指導会	・11月15日(月)～12月17日(金) 〈土日祝日を除く〉	・会計ソフトBRA利用者 ・車の買い替え、建物の大規模修繕を したり減価償却費の計算がある方 ・住宅を購入された方(住宅借入控除)
年末調整指導会	・12月20日(月)～1月20日(木)まで 〈年末年始、土日祝日を除く〉 ※) 給与支払ある方は必ず参加	・従業員や専従者に給与支払がある方 ・扶養親族の確認、控除書類確認 ・給与支払報告書(源泉徴収票)の作成

上記以外の日程でも申告会事務所では指導会を行っています。お問合せください。

・今後の当会での指導は完全予約制となります。

必ず予約のうえ、ご来所ください。

・確定申告指導も上記指導会等も全て予約制となります。

・予約はスマホなどから当会ホームページで24時間可能、
お電話や申告会事務所でも予約ができます。

(当会ホームページからのネット予約は6月中旬から運用開始予定)

※自然災害や突発的な事故が発生した場合は予約通りに指導できない事もあります。

確定申告期も含め指導時間は1人1日50分になります。

◎次のような方は必ず年内に申告会で指導をお受けください。

- ・車両の購入(買替)や建物の建築・修繕等があり、減価償却の計算が必要な方。
- ・会計ソフト利用者(確定申告期は2月以降、入力内容の確認は行いません)

◎従業員や専従者に給与支払がある方は必ず納期限をお守りください。

- ・納期の特例を受けている者の納期限：前期分7月12日(月)・後期分1月20日(木)
1月21日以降は申告指導期間のため、当会で給与源泉・年末調整の指導は出来ません。

申告が済んだらやること!

令和2年分の確定申告書・青色申告決算書(収支内訳書)の再確認

申告書(決算書)に誤りを見つけたら、早急に申告会又は税務署へ提出した後に計算誤りなど申告書・決算書に間違いを見つけた場合、訂正の手続きが必要です。

決算書 収支内訳書	・売上の金額を間違えていた。 ・令和2年に支払った経費の領収書が出てきた。(計上漏れ) ・固定資産(車・パソコン)を購入したが減価償却していない。
所得税申告書	・扶養控除(配偶者控除)にした親族の給与収入が103万円を超えていた。 ・保険の満期金を計算に入れていなかった。・年金や給与の収入を間違えていた。 ・給与(アルバイト)の収入を申告の計算に入れていなかった。 ・医療費控除を受けたが、高額療養費等の入金があった。
消費税申告書	・売上の金額が間違っていた。 ・課税と非課税の区分を間違えていた。・簡易課税の事業区分を間違えていた。 ・事業用固定資産の売却額(下取り)を課税売上にしていなかった。

納税額を少なく申告した場合・・・修正申告

申告書(第1表)に正しい申告額を、修正申告書(第5表)にすでに申告した金額を記入して所轄の税務署に提出します。

あわせて差額を納税します。法定納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。

期限はありませんが、出来るだけ早く修正申告してください。

自主的に修正するのと、税務署から指摘を受けて申告するのでは、税額が違います。

※前者の場合、過少申告加算税がかかりません。



納税額を多く申告した場合・・・更正の請求

確定申告書を提出した後に申告書に書いた税額等に誤りがあった場合に、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

更正の請求書にすでに申告した金額と訂正後の金額などを記入して所轄の税務署に提出します。その際に更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要です。

提出期限 法定申告期限から5年以内

日曜日指導会(予約制)

減価償却の計算、記帳でお悩みの方など、ご希望の方は開催日1週間前までにご予約ください。

日 程 6月27日(日)・7月18日(日)・8月29日(日)

場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。

指導受付時間 ①9:00 ②10:00 ③11:00 午前のみ、1人50分となります。

※当日キャンセル、無断欠席をされた場合は以後予約できません。

ご予約の無い開催日は指導会を行いません。

会計ソフト『ブルーリターンA』個別指導会(予約制)

確定申告をスムーズに行うために個別の指導会を行います。購入も出来ます。ご希望の日時をお申し込みください。確定申告期に何回も指導を受けられた方は必ずお越しください!!

日 程 6月14日(月)～18日(金) ・ 8月23日(月)～27日(金)

場 所 申告会事務所 ※コロナの影響により中止となる場合があります。

指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時 指導時間は50分。

チェック消費税! 申告会で消費税について詳しい説明を受けましょう。

消費税申告では"何も知らない"が一番危険です。申告時期では届出や記帳は間に合いません。

消費税の届出や記帳をしないまま申告を迎えると思われぬ**高額な納税**になる場合もあります。

また、消費税の期限後に申告すると**延滞税**や**加算税**がかかります。そのような場合に申告会で責任を負うことはできません。ご自身でしっかり確認して届出や記帳もお忘れなく。

課税売上高が1,000万円を越えている年の2年後は消費税申告が必要です!

※ たとえ2年後に課税売上高が1,000万円を超えていなくても申告は必要です。

1,000万円を超えている年	消費税申告が必要な年(2年後)	消費税申告期限
令和元年	令和3年	令和4年3月31日
令和2年	令和4年	令和5年3月31日

消費税申告までの流れは?

「消費税課税事業者届」を提出

消費税額の試算と計算方法の選択

一般課税を選択 ※届出はありません

記帳 取引(売上・経費)を記帳する際に、**税率(軽減8%・10%)**ごとに**税区分**を付け加えます。
税区分は、課税・非課税・不課税・免税の4種類があります。

簡易課税を選択

「消費税簡易課税制度選択届」を提出

提出すると2年間は取りやめできません。但し、基準期間(2年前)の課税売上高が5,000万円を超えている方は一般課税で申告します。

令和4年分の提出期限は令和3年12月31日までです。

※期限までに提出していない場合は一般課税で申告

記帳 売上、収入などを記帳する際に**税率(軽減8%・10%)**ごと**事業区分**を付け加えます。事業区分は第1種事業から第6種事業まであります。

消費税申告と納税

課税売上高が1,000万円以下になった年の2年後は消費税申告が不要です。

[消費税の納税義務者でなくなった旨の届]を提出

※1,000万円以下になった年でも、2年前の課税売上高が1,000万円を超えていると申告が必要です。

1,000万円以下になった年	消費税申告が不要な年(2年後)
令和元年	令和3年
令和2年	令和4年

消費税 インボイス制度 令和3年10月1日から登録申請書受付開始!

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



お知らせください! 転居や廃業をされた方、変更のある方は申告会事務所までご連絡ください。税務署への届出も申告会でお手続きできます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費がかかります。

指導受付時間 午前9時~11時 午後1時~3時 業務終了時間 午後5時 ※土・日・祝日は休み

横浜市からのお知らせ

個人住民税を特別徴収で納めるときのよくあるお問い合わせ

Q 市民税・県民税(特別徴収分)の納入期限はいつまでですか？

A 各月分の納入期限はその翌月の10日までです。例えば6月分であれば7月10日が納入期限です。10日が金融機関等の休業日であれば、その翌日が期限になります。

Q 特別徴収税額の納入書を書き損じてしまったのですが、どうすればよいですか？

A 納入書綴りの後ろにございます白紙の納付書をお使いください。もしくは、本市ホームページに「市民税・県民税特別徴収分再発行納入書」を掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

Q 所得税で納期の特例を受けていますが、市民税・県民税でも受けるにはどうすればよいですか？

A 「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要な事項をご記入の上、財政局納税管理課まで郵送または持参にて申請書を提出してください。※審査には概ね2週間程度かかります。申請書等は、本市ホームページ「納期の特例の申請と納入について」に掲載しておりますので、ダウンロードいただきお使いください。

横浜市 納期の特例

検索

【提出先】横浜市財政局納税管理課

〒231-8313 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-3096 受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

Q 普通徴収から特別徴収に変更する際、既に納期が過ぎた普通徴収分も併せて特別徴収にしてもらうことはできますか。

A 納期が過ぎた普通徴収を特別徴収にすることはできません。普通徴収の納期限前に「特別徴収への切替依頼書」が横浜市特別徴収センターに届くようにご提出ください。なお、口座引落としによる納付方法を選択しておられた場合、納期前であっても口座の停止ができない場合もありますので早めにご提出ください。

横浜市 異動届

検索

【提出先】横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4471 受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日・休日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

《事務局より》ご不便をおかけしますがよろしくお願い致します。

夏季休暇 8月11日(水)～13日(金) 事務所はお休みさせていただきます。

※会員数※

令和3年3月末現在

正会員

3,531名

保土ヶ谷区

1,108名

旭区

1,415名

瀬谷区

1,008名

準会員

118名

謹んでご冥福をお祈りいたします。	
令和二年	田畑 ポンパン (配偶者) 建築土木
四月二十八日 七十才	保土ヶ谷区
芝本 堅司 (事業主) 不動産貸付	
九月九日 八十二才	瀬谷区
高橋 莞二 (配偶者) 珠算塾	
十一月二十五日 八十六才	瀬谷区
鈴木 茂雄 (事業主) 不動産貸付	
十二月十五日 七十七才	瀬谷区
飯野 文子 (配偶者) 畳製造卸売	
十二月二十七日 八十四才	旭区
令和三年	石崎 弘子 (事業主) 不動産貸付
一月二日 七十七才	保土ヶ谷区
廣瀬 俊雄 (事業主) 不動産貸付	
一月五日 七十五才	瀬谷区
湯口 光義 (事業主) 運送業	
一月二十日 八十四才	瀬谷区
倉林 恵子 (事業主) 不動産貸付	
一月二十七日 八十五才	保土ヶ谷区
芝本 重次 (事業主) 不動産貸付	
一月二十八日 八十六才	瀬谷区
西教 長司 (事業主) 清涼飲料委託販売	
二月九日 八十五才	旭区
柳元 弘毅 (事業主) 経営コンサルタント	
二月二十七日 七十九才	旭区

☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。

訃報

6月の
行事7日(月)～11日(金) 健診・人間ドック
6月28日(月)～7月12日(月) 源泉指導会

15日(火) 広報委員編集会議

7月の
行事

28日(水) 財務委員会